

フランス革命前夜ヨーロッパにおける『帝鑑図説』の受容について

井川 義次

はじめに

フランス革命は世界史における画期的な出来事であった。王権、貴族、教会の旧体制〔アンシャン・レジーム〕を打倒し、理性と徳に基づく市民社会の建設を目指したのである。この革命的な思想は、古代ギリシアから始まり、ルネサンス、名誉革命、アメリカ独立戦争といった西洋の歴史的過程を通じて形成された。また、人間の理性は平等に存在し、それを発展させることが社会の進歩につながるという啓蒙主義の思想も重要な役割を果たしたであろう。このような思想は西洋にとどまらず、世界各地に感染・拡大し、現代に至るまで影響を及ぼしつづけている。

ところで世界変革の運動は、すべて西洋に起因するものであろうか？ アジアの哲学・思想は彼等に対して何も影響を与えてこなかったものであろうか？ ここではその実情についてフランス語訳『帝鑑図説』をめぐって考察しようとする。

1 『中国帝王の記憶すべき事蹟』 —『帝鑑図説』のヨーロッパ流入

理性の時代から啓蒙主義時代にかけてヨーロッパは、異世界の人間理性の普遍性や平等、理性・徳行に基づく人間能力の発揮、民衆教育や社会の合理的組織化などについて、自らの鑑となる情報を大量に受け入れた。その中には、中国の哲学情報も含まれていた。天理に応ずる人間の崇高さと学習による人間性向上、社会の発展、万物との共存を説く宋学による解説を経た「四書」「五経」等、儒教經典の翻訳や中国哲学紹介文の多数が伝来したのであった。本件については拙著を参照ねがいたい⁽¹⁾。

これらの経書の翻訳は、ライプニッツ、クリスチャン・ヴォルフ、ヴォルテール、ディドロ、ヘルダー、ヘーゲル等々のヨーロッパ思想家たちに対して一定の影響を与えた。また、中国の美術・芸術品も、ヨーロッパに影響を与えた。フランスのロココ調などのシノワズリ、ドイツのマイセンの陶磁器等々がその実例である。

そうした中で、儒教的価値観が反映した歴史的事蹟の解説と挿画を付した張居正『帝鑑図説』がヨーロッパに紹介されたのである。日本における『帝鑑図説』に関する研究は多く裨益を受けるところ大である⁽²⁾。

本書は、フランス革命前夜の1788年に、エルマンによって『中国帝王の記憶すべき事蹟』という題名でフランス

語訳解され、^{エッチング}銅版画が付されて公刊された。この訳本は、フランス革命前夜に流入し多くの人々に読まれ、その革命運動推進に影響を与えた可能性がある。この問題を考察するには、まず、『帝鑑図説』の著者、張居正と、本書の内容について概観する必要がある。

2 張居正と『帝鑑図説』

張居正(1525～1582)、字は叔大、号は太岳、^{おくりな}諡は文忠、江陵の人であった。嘉靖二十六年(1547)に進士となり翰林院庶吉士となり、次第に昇進してゆく。隆慶元年(1567)礼部右侍郎兼翰林院學士に遷り、吏部左侍郎兼東閣大學士に任ぜられ、宰輔の列に入る。万暦元年(1573)、朱翊鈞^{よくきん}すなわち神宗^{ぼんれき}〔万暦帝〕が即位すると、内閣首輔に任じる(1573～1582)。宰相となって十年、明王朝は政治的安定をみせ、帝は彼を元輔張少師先生とよぶほどとなった。万暦十年(1582)、張居正は北京に卒している。

『帝鑑図説』は十代の幼帝万暦への進講テキスト、経書『直解』シリーズとともに幼帝の教育のために著され、内閣の閣定をうけたのちに、帝に講義したものであるため、そこには儒者としての張居正の理念が相当反映していたであろう。張居正による講章の書、『直解』シリーズには、『通鑑直解』隆慶六年(1572)、同年『易經直解』があり、ついで『四書直解』、『書經直解』、そして本『帝鑑図説』が万暦元年(1573)にと、ほぼ同じ時期に、次々と著されている。文体は幼い帝にも分りやすいように、難しい所は当時の口語で説明されているが、そこには宋明間の学問の流れを承けた彼の理想が表れている。『帝鑑図説』は、上下二巻に分かれ、歴代の帝王の事蹟を「聖哲芳規」すなわち「聖賢の君主の芳しい規範」と、「狂愚覆轍」すなわち「狂った愚行が軌轍を覆す」、の二つに分け、図像と説明文を組み合わせで解説する方法を採っている。

張居正の究極目的は、幼少の帝を名君にしようとするところにあったであろう——歴史的結果は悲惨なものとなったが。

ところで本書は古代聖王から明朝に先立つ宋王朝にいたるまでの「聖哲芳規」の事例を重陽の数九九＝八十一件、「狂愚覆轍」の事例を重陰の数六六＝三十六件記載しており、これは「易」の陰陽という自然法則に擬えた分類である。比率からすれば必然的に明君が多く、暗君は少なくなるはずである。他方、仏訳版採用の二十四件については、名君の善行・暴君の愚行は、各自同数の十二例あり、善悪

半々となる。つまりヨーロッパ読者には、暗君・暴君の悪行の方が必然的にいっそう目につくかたちとなったことになる。

3 エルマンによる『中国帝王の記憶すべき事蹟』

フランス革命の前夜、フランス人カトリック宣教師アミオ (Jean Joseph-Marie Amiot, 1718 - 1793) ⁽³⁾ は、儒教に傾倒し、『孔子伝』 *Vie de Koug-tsé* ⁽⁴⁾ を著わし、フランスに紹介した。この書物は、銅版画家・印刷業者のイジドール・スタニスラス・エルマン (Isidore-Stanislas Helman, 1743-1806 あるいは 1809) によって銅版画付きで出版された。エルマンは革命期に入ると、マリー・アントワネットやルイ十六世の処刑など、フランス革命の重要な場面を図版化している。エルマンが銅版画を添えた『孔子伝』は、ルイ十五世の財務総監や外務大臣を歴任したアンリ・ベルタン (Henri Léonard Jean Baptiste Bertin, 1719-1792) のコレクションから得たものだった。

ベルタンのコレクションには、宣教師が送ったもう一つの書物があった。それこそ張居正が著した中国の帝王学の教科書『帝鑑図説』である。エルマンは、この書物の木版画をヨーロッパの絵画技法で銅版画に仕立て直し、『中国帝王の記憶すべき事蹟』という題名で 1788 年に公にしたのだった ⁽⁵⁾。

『中国帝王の記憶すべき事蹟』は、乾隆帝が依頼したものである。乾隆帝は、自らのジュンガル遠征の銅版画に満足し、『帝鑑図説』の西洋画版を望んだのだ。この書物は、標題ページ、献辞、24 の挿画、24 の仏語解説文からなり、片面印刷されている。挿画は、イエズス会の画家アティレが描いた素描をもとに、コシヤンの指導のもとで制作された。献辞は、ルイ十六世の弟の妃である「マダム」に捧げられ、エルマンは、彼女の知性を称えている ⁽⁶⁾。

この書物の出版には、中国皇室とフランス王室、そしてベルタンのような政治家が関わっていた。このことは、両国の文化交流の歴史において注目すべき事実である。しかし、『中国帝王の記憶すべき事蹟』の仏文解説の翻訳者は、現在のところ不明である。アミオなどのイエズス会宣教師が張居正の思想に共感して書いた可能性が高い——おそらくアミオが訳者である蓋然性が高いだろう——が、今後の研究課題である。なお、仏文解説には、張居正の中国史観を尊重しつつも、ヨーロッパの混乱と比較し、改革の必要性を訴える意図が見られる。

では、ヨーロッパ人は『帝鑑図説』をどのように受け止めたのだろうか。以下では、漢文原文と仏文翻訳・解説の対照を通して、中国の帝王学がヨーロッパにどのような反響や影響を与えたかを考察してみたい。なお、エルマンの書物は、『帝鑑図説』の明君と暗君の事例を分けずに、中国史の時系列に沿って自然に配置している。ちなみにエルマンが採用した『帝鑑図説』の事蹟はつぎのものである。「諫鼓謗木〔堯〕」「下車泣罪〔禹〕」「脯林酒池〔桀〕」「桑林禱雨〔湯王〕」「遊畋失位〔太康〕」「革囊射天〔武乙〕」「姐己害政〔紂〕」「坑儒焚書〔始皇帝〕」「女巫出入〔漢・武帝〕」「褒姒守令〔漢・宣帝〕」「寵昵飛燕〔漢・成帝〕」「拒關賜布〔漢・光武帝〕」「金蓮布地〔北齊・廢帝〕」「捨身仏寺〔梁・武帝〕」「玉樹新声〔陳・后主〕」「剪綵為花〔隋・煬帝〕」「面斥佞臣〔唐・太宗〕」「縱囚歸獄〔唐・太宗〕」「召試縣令〔唐・玄宗〕」「引衣容直〔宋・太宗〕」「任用六賊〔宋・徽宗〕」等々。

「聖哲芳規」一

中国の聖王の代表とされる堯の事蹟を紹介しよう (図 1)。

我々の時代〔西暦紀元〕前 2357 年前に統治した堯帝 L'Empereur Yao が、すべての君主に対して、王座にまで及ぶ真理に達する偉大な範例を与えた。その宮殿の門外に、堯は板を設置し、すべての臣下がその上に帝国に利益になると信じる意見を書き記す権利 *droit* をもたせた。

これは、ヨーロッパ人にとっては当時の世界創造の紀元元年 (紀元前 5509～5508 年) と推定されていた歴史的観点から見ても古い時代の出来事であり、驚くべきことであった。

堯は民衆の声に耳を傾けることを重視し、意見表明を権利と認めたのだという。書かれた意見は、堯にとっては国家統治の貴重な情報源であった。この一節は、ヨーロッパ世界に紹介された王権神授・絶対王制の時代にあって、注目されたであろう。

その板のそばには太鼓があり、板に記した者は太鼓を打った。君主は音に気づくと、すぐさま書かれたものをもって来させ、正義 *justice* の実現であれ、行政改革 *réformer l'administration* であれ、この機会が提供した光明 *lumieres* を利用したのであった。こうした賢明な制度は、王座の尊厳を臣下に近よりがたくす

るような君主の政治を非難するものである。

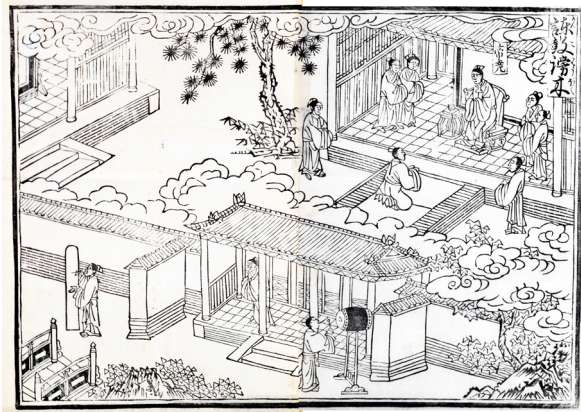


図 1-01 八尾助左衛門尉版『帝鑑図説』諫鼓謗木
寛永4年(1627) 筑波大学附属図書館蔵

このように、表明された意見は社会「正義」に関するものであれ、「行政改革」に関するものであれ、それは君主、ひいては国家統治の「光明」であるととらえたのであった。文末の「こうした賢明な制度は、王座の尊厳を臣下に近よりがたくするような君主の政治を非難するものである」の一句は、翻訳が紹介されたヨーロッパ世界にとって見逃せないものがあつたであろう。

ついで、以下にこの発言が仏訳者の私的見解にすぎなかったのか、それとも基づくものが実在したのか検討するために張居正『帝鑑図説』原文を見てみよう。

諫鼓謗木〔諫めの鼓、謗りの木〕

はじめに史書から引かれた原文〔筆者書き下し。以下同〕が提示され、ついで張居正の詳細な解説ならびに案語という構成になっている。

まず銅版画者は明らかに漢字の原画を見ていたはずである。というのは「諫鼓」という図版の文字は、外国人らしいなぞり書きで、また左右が逆転しているからである。推測するに、翻刻者はリアリティーを出すため、漢籍に付された解説の文字を目に見て、そのまま銅板に彫り込んだのであろう。なぜなら原典の木版の当該箇所には対応する漢字がないからである。人物の向きは同じなので、表題の漢字だけそのまま銅板に彫り込んだため反転したと理解して誤らないと思われる。ただし文字の位置関係は不適である。というのも「諫鼓」は太鼓の横にあるのでよいものの、その下にはまだ文字が続くか見え、おそらく「謗木」

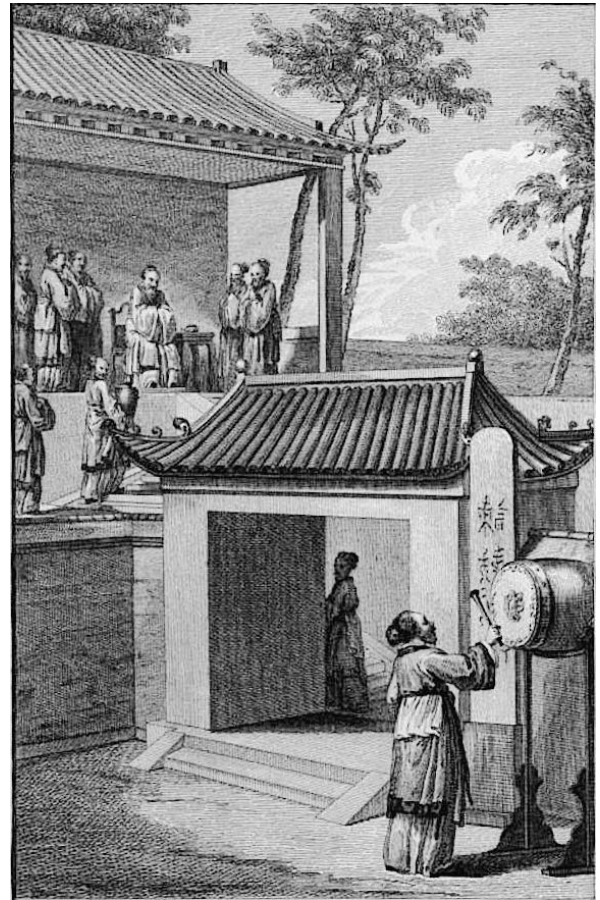


図 1-02 諫鼓謗木銅版

と彫ろうとしたのであろうが、肝心の「謗木」への書き入れの様は隠れて画中に見られないからである。

それでは対応する漢文原文を見よう。

〔原文〕

唐史に紀す。堯^{かんかん} 敢諫^{かんかん}の鼓を置きて、天下をして其の言を盡^{つく}すを得しめ。誹謗^{ひぼう}の木を立てて、天下をして其の過^{あやま}ちを攻むるを得しむ。

「唐史」とは堯の姓である唐に関わる史実の意味で、出典は『呂氏春秋』『自知』篇である。堯は政策に批判ある者には太鼓を打たせ、また意見を記す白木を立てさせたというのである。

ついでこの原文に与えた張居正の解説文「解」は次のようになっている。

〔解〕

唐史の上に記す。帝堯 位に在^あり、己を虚しくして言を受く。常に政事に差謬^{さびゅう}有りて、人の敢^{あえ}て當^{とう}



図 2-01 八尾助左衛門尉版『帝鑑図説』下車泣罪
寛永 4 年 (1627) 筑波大学附属図書館蔵

面に直言せざることを恐れ、特に一面の鼓を設けて門外に在き、但だ直言・敢諫する者有れば、他に著きて就ち鼓を撃ちて見ゆるを求めしめ、天下の人をして、皆な以て其の言を盡すを得んことを欲するなり。又た自己に過失有りて、人の背後に在りて譏議し、己れ、聞くを得ざらんことを恐れ、特に一の木片を設けて門外に在き、人をして過失を將て書寫して木上に在らしめ、天下の人をして、皆な以て其の過を攻むるを得んことを欲するなり。

夫れ聖なること帝堯の如き、行う所、皆な善を盡し美を盡し、宜しく諫む可き謗る可き無かるべき者にして、而も猶お惓惓として言を求め、過を聞くを以て務めと為す。故に下情に壅がるる所無くして、君徳、日に以て光けり。然れども堯に法って治を為さんと欲するには、亦た必ずしも鼓を置き、木を立て、徒らに其の跡に倣わざれ。但だ能く直言を容受し、譴責を加えず、これを言うこと理に當る者は、時に奨賞を加えて以てこれを勸勵すれば、則ち善言日に聞え、而して太平致す可きなり。

この文章は、この故事を二つの異なる視点から解釈したものである。一つは、意見上申は民自身にとって利益になるという視点だ。これは、君主の側から見たときの視点であり、君主は民の意見を聞くことで、自分の政治を改善し、民の幸福を増進することができるという考えによる。

もう一つは、堯のような度量がない君主は批判の対象となるという視点だ。これは、フランス語訳にも見られる視点である。民は、君主の政治に不満や不服があるとき、自分の意見や主張を表明する権利があるという考え方にもとづいている。この視点からすれば、意見上申を拒む君主



図 2-02 下車泣罪銅版

は抗議や反対の対象となるということである。

「聖哲芳規」二

つぎに黄河の洪水を治めたことで名高い夏王朝の始祖とされる禹の話柄について取り上げられる。彼の治世下、路上で罪人と遭遇した際の言動である (図 2)。

紀元前二二〇一年頃、皇帝禹は、三年を費やしてその国々を訪問した。ある日、彼は道すがら牢獄に引かれて行く罪人たちに出会った。彼はすぐに二輪馬車から降り、彼らの犯罪のわけを知らされたところ、この善良な君主は彼の涙を抑えることができなかった。彼はいふ。「わたしこそ、この混乱に責めがある。堯・舜の統治の間、人民は彼らの徳の模範に従うことを義務としていた。わたしはまさに彼らの〔模範〕から遠く隔たっている。わたしの統治下でこれほど多くの罪人たちを見ているからは」と。

ここでなにより重要なのは、禹が開口一番「わたしこそ、この混乱に責めがある」と述べたことである。すなわちどんな犯罪も、それが起こるのは為政者の言動が臣民の模範たり得ていなかったことに原因がある。これは見方を変えれば、統治者が不徳であれば、人民の混乱は必然であると見たことになろう。

それでは原典はどうなっていたか？そこでは禹が先王、堯舜に比べて徳が薄いことを悔やみつつも、問題は民衆が自己中心的に振る舞うという利己心にあるということに焦点が当てられている。

下車泣罪〔車より下りて罪に泣く〕

〔原文〕

夏史〔『説苑』『君道』〕に紀す。大禹^{だいいう} 巡狩^{じゅんしゆ}するに、罪人を見、車より下^{くだ}りてこれに泣く。左右^{いさわ}曰く。「罪人は道に順わず、君王、何^{なん}為^すれぞこれを痛む」と。王曰く。「堯舜の人は、皆な堯舜の心を以て心と為す。我れ、君^{きみ}為^なるに、百姓、各々^{ひやくせい} 其の心を以て心と為す、是^{こゝ}を以^{もつ}てこれを痛めり。」

この文を見る限り、民衆が統治者と心を一つにせず、自我・私心にしがうようになったことが、犯罪が起る原因になったのだという。

これに対する張居正の注釈はどのようなであろうか？

〔解〕

夏史の上に紀す。大禹 諸侯の國を巡行するに、路上、一起に罪を犯せるの人と 遇見^{ぐうけん}す。心中忍びず、便^{すなわ}ち車より下り來て、其の犯罪の由^{よし}を問ひ、因りて傷痛して泣^{なみだ}垂^たる。左右の人、問うて 道^{みち}く。「這^{こゝ}の罪を犯せるの人は、為^なす所、君道に順わず、正當^{せいとう}に加うるに刑罰を以てするに、君王、何の故に 他^{かれ}を痛惜する。」と。禹 説く。「我れ、堯舜の君^{きみ}為^なるの時を想うに、能く徳を以て人を 化^{くわ}す。天下の人、都な堯舜の心に 依^よ著^{ちやく}りて心と 為^なし、禮^{れい}を守り分に安んじて、自^{みづか}ら刑法を犯さず。今、我れ君^{きみ}為^なるに、能く徳を以て人を化さず、這の百姓 毎^{まい}は各々其の心を以て心と為し、道理に順わざるが、所以^{ゆゑ}に罪を犯す。是^{こゝ}の罪を犯せる者は、是れ百姓なりと 雖^{いふ}ども、其の實^{じつ}は、我れの不徳に 由^よりて以てこれを致す。故に我が傷痛する 所以^{ゆゑ}の者は、是れ 那^かの犯罪の人を痛むにあらず。蓋^{けだ}し我が徳の、堯舜より衰えたるを痛め

ばなり。」

大禹 罪人の 惡^{にく}む 可^べきを以てせずして、不徳を以て 自^{みづか}ら傷むこと 此^こくの 如^{ごと}ければ、則^{すなわ}ち其の徳を増修して、刑無きを期する所以^{ゆゑ}の者、至^{いた}らざる所無きなり。

ここでは明確に、先人に比べ、自分が民に対する徳化の能力に欠けたために、典範をもてない人民が「道理」に順うことができず罪を犯すにいたったのだと説く。とくに「是の罪を犯せる者は是れ百姓なりと雖ども、其の實は我れの不徳に由りて以てこれを致す」との言葉は為政者自身の不徳に帰責するものであった。仏訳は確かにこの張注の主張に則っていたことは明白である。なおこの「解」は張居正自身の手になる『資治通鑑直解』大禹の条の「直解」に、ほぼ対応した文があり、万曆帝に、君主の心構えを再三強調したものと思われる。

「狂愚覆轍」一

話は転じて、聖王のあとに暴虐の君主の筆頭と目される桀紂の名が提起される。

はじめに桀の事蹟について言及する（図3）。

最初の夏王朝と二番目商（殷）王朝の〔支配者〕桀 Kie と紂 Tchou は、中国に醜惡〔不吉〕な記憶を残した二人の皇帝である。

桀は、その悪しき資質に、彼よりも一層邪惡な女を娶るという不幸を付け加えた。その名を 妹喜^{ばつぎ} Mei-Hi〔Mò Xǐの音訳。「妹 Mò」を「妹 mèi」と取り違えたか?〕という。

彼女は、残虐行為のみならず、ほとんどあり得ない狂気の行為によって、その統治の名誉に傷をつけた。中国の年代記は、彼女を喜ばすために、桀が舟々を運ぶのに十分深い運河を掘らせたと述べる。彼はそれにワインを満たさせた。そしてこの君主は下劣な廷臣がこの運河のほとりで群れを成して呑むのを見て喜んだ。

この同じ運河の周りに、彼は焼肉の塊を積んで置かせたが、あまりに大量だったため、遠くからはまるで森のように見られるほどだった。

酒に酔い痴れ、肉に飽き足りた桀の仲間たちは極めて悪名高い暴飲暴食に 耽^{ふけ}ったのである。



図 3-01 八尾助左衛門尉版『帝鑑図説』脯林酒池
寛永 4 年（1627） 筑波大学附属図書館蔵

悪しき性格の桀が、より変質的性格の妹喜を娶った。桀は 理性判断を失い、幼稚な贅沢三昧にうつつを抜かしたという。その詳細は、ほぼわれわれがよく知る「酒池肉林」を反映している。

これら狂気の贅沢が帝国を滅ぼした。人々は四方八方で蜂起し、桀は西暦紀元前 1766 年頃に、終に王位を奪われた。桀の失墜は 600 年間、王座を占拠しつづけた彼の家系の没落につながった。

これに対する最終結果が 600 年間統治を維持した殷王朝の民衆蜂起による帝国の滅亡だったという。

ネロ、カリギュラ、ヘリオガバルス〔五賢帝マルクス・アウレリウス・アントニヌス・アウグストゥスと同名だが暴君〕の支配がこれに類似した不条理な光景を見せていなかったとしたら、ひとはこんな狂乱沙汰を疑いたくなるだろう。

最後に解説は、想像困難、としながら桀に類比的なヨーロッパの暴君の実例を示す。カリギュラも、ヘリオガバルスも母や兄弟殺害や放蕩・淫乱三昧で国を傾けたことの実例として知られていた。

歴史はあいにく、これらの怪物どもを記憶するのを遺憾とする。だがそれら〔記録〕を保存することにより、制約なき権力を身に着けた愚者が、国家の最も恐るべき惨劇であることを証明することになるのである。

歴史の事実を記録することは、後世にとっての戒めとなる重要な任務である。これは、事実が必ずしもそうでなかったとしても、中国の歴史記述の理念の遠い反響である。さらに、悪女が国王をそそのかして国を傾けたエピソードは、1788 年当時のフランスの文脈に置かれたなら、人々は



図 3-02 脯林酒池銅版

容易に、現在進行中のオーストリア生まれのマリー・アントワネットやルイ 16 世の奢侈と贅沢を連想しただろう。

穀類の酒が葡萄酒と訳されたのは、地域差を考慮すれば納得できる。一方、干し肉の林という表現は理解しにくかったかもしれない。また、酒粕という表現はヨーロッパでは対応しにくいと考えられる。そのため、大量の焼き肉の塊が山のように積まれ、遠目には森林のように見えたということだけを訳出している。

原文は以下のとおりである。

脯林酒池〔^{ほし}脯の林、酒の池〕

〔原文〕

夏史〔『国語』『晋語一』〕に紀す。桀 ^{ゆうし}有施氏を伐ちて、妹喜を得たり。喜 寵有り、言う所皆な従わる、瑤台・象廊を為る。百姓の財を殫し、肉山・脯林を為る。酒池は以て船を運ぶ可く、糟の堤は以て十里を望む可く、一鼓して牛飲する者三千人。妹喜笑いて、以て楽しみと為す。

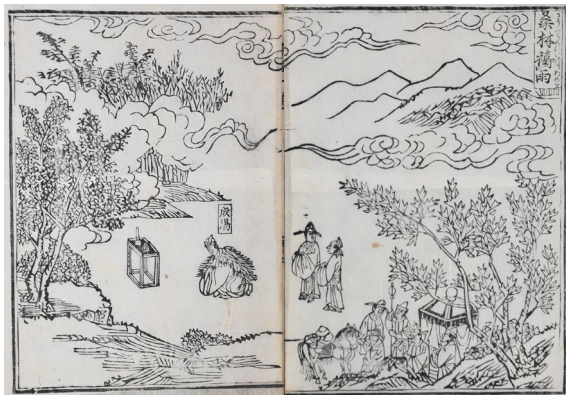


図 4-01 八尾助左衛門尉版『帝鑑図説』桑林禱雨
寛永 4 年（1627） 筑波大学附属図書館蔵

美麗な高層建築で民財を費やし、肉を山と積んで干し肉を吊した林を作り、船が通ずる酒の池の周りを酒粕で十里四方の堤防を築き、号令のもと 3000 人が牛のように酒を飲んだというのである。

これに関しては、張居正の解説も逐次詳細な解説を加えている。ただし、より重要なのは最終部分の居正の案語である。

[解]

夏史上に記す、夏の桀は無道にして、徳政を修めず。有施氏の國を征伐するに因りて、有施氏、箇の美女を進了めたり。叫びて妹喜と作す。桀甚だ是れ他を寵愛す。

他説くの言語は、聽從せざる無し。瑤台、象廊を造り為し、其の華麗を極め、百姓の財力を竭盡し了る。桀又た性、酒を嗜み、放縱たり。但に自家酣飲するのみならず、各様の禽獸の肉を將って堆積すること山の如く、烹烤して脯と為す者、懸掛して林の如し。箇の大池を鑿ちて酒を注げば、池中は以て船を行るべく、糟を積みて堤を為せば、其の長さこと十里を望む可し。鼓を撃つこと一通すれば、則ち齊な池邊に到り、頭を低くして就ち飲み、牛の水を飲むが如き者、三千人。

夫れ桀の始祖 大禹は、宮室を卑くし、衣服を惡み、克く勤、克く儉たり。酒を飲みて甘きに因り、遂に酒を造るの儀狄を疏んず。何等の憂い深く、慮り遠く、創業に辛勤せしことか。而るに桀は乃ち放縱なること此くの如し。亡びずして何をか待たん。後、六百年にして、又た商の紂有りて、亦



図 4-02 桑林禱雨銅版

た肉林酒池を為し、亦た商國を亡ぼす。酒を嗜むの禍い、鑑みる可きなるかな。

張居正は祖先が儉約を心がけ、酒にふけることを戒めた聖君、禹であったにもかかわらず、不肖の子孫、桀が出現したことを遺憾とし、「亡びずして何をか待たん」と述べたのは辛辣であるが、「歴史は繰り返す」の実例としての殷の紂王について「後六百年にして、又た商の紂有りて、亦た肉林酒池を為し、亦た商國を亡ぼす」と述べた断罪の仏訳が「桀の失墜は 600 年間、王座を占拠しつづけた彼の家系の没落につながった」と桀自身の誤りとしているのは、取り違えの誤訳であろう。

「聖哲芳規」二

暗愚の君主の狂気の沙汰に比べたら、自己を犠牲としても人民に奉仕しようとする君主こそあらまほしい、と説く話柄を示そう。



図 5-01 八尾助左衛門尉版『帝鑑図説』姐己害政
寛永 4 年 (1627) 筑波大学附属図書館蔵

いつの世にも起こりうる天災に対して、為政者はどのような態度をもつべきか、その理想的姿が取り上げられる箇所である (図 4)。

商 Chang (殷) 王朝の創立者、成湯 Tching-Tang が、我々が先ほど述べた愚かな専制君主の王座に取って代わった。この新しい統治の始まり——西暦紀元前 1766 年に対応する——に、7 年間、雨が降らずに流れ過ぎた。そして残酷な飢饉が、この長い早魃^{かんばつ}の後に起きた。

王朝成立早々、早魃と、それに伴う飢饉という極限状況が起こったと説いている。

人々は自分たちのあいだで、何世紀もの無知の中で預言者の地位を確立した占い師の一人に相談した。占い師は、天〔意〕を宥めるには人間の犠牲を生け贄^{にえ}にする必要があると宣言した。

占者に対策を問うたところ、その答えは人身御供^{ひとみごくらう}であった。湯王の答えは明白である。

成湯はこたえた。「わたしが天に雨を求めたのは、人民の保護のためだった。だのに私に提案されたような恐ろしい生け贄に、どうやって同意できようか？もし生け贄が必要なら、わが民の救済のためにこの身を捧げよう。わたしがそれだ。人民はわたしが犯した過ちによって天の怒りを受けているのだろう。だから、報いを受けるべきはわたし一人だ。」

その寛大な君主は絶食して、その髪を切り、喪服を着て祈り始めた。

生け贄として彼自身を提供するやいなや、ただちに雨が降り、帝国全体は豊かさを取り戻した。

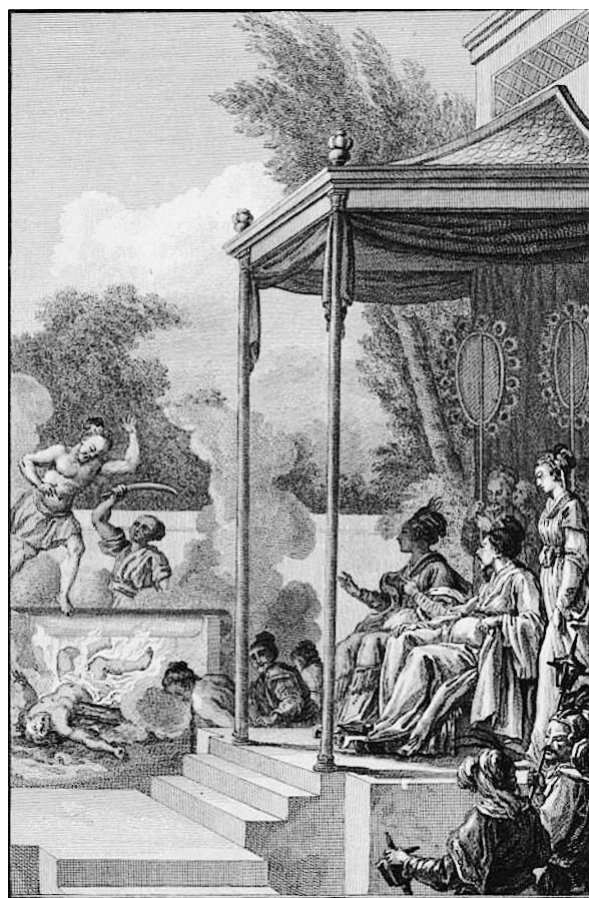


図 5-02 姐己害政銅版

天に雨を求めたのは、人民保全のためだった。わたしは人身御供に同意できない。むしろわたし自身を犠牲にしよう、というのである。現代の冷めた目には綺麗事にも見えよう。

ただ、見知らぬ極東の地に、己が利益を図るより、自己犠牲をも進んで願う、そんな為政者がいたと明言された。こんな君主の理想像が、それとは対極的な世界に紹介されたとき、どのような反応が起こったか、そのことに関心もたれよう。

原文は以下のとおり。

桑林禱雨〔桑林に雨を禱る〕

〔原文〕

商史〔『淮南子』『主術訓』に紀す。成湯の時、歳久しく大いに旱^{ひでり}す。太史、之^{たいし}を占いて曰く。「當に人を以て禱^{ほろ}るべし。」と。湯曰く。「吾^{われ}れ為^{ため}に雨を請^こう所の者は、人なり。若し必ず人を以てするならば、吾れ請う、自^{みづか}ら當^{あた}らん。」と。遂に齋戒

し、髪を^き剪^{つめ}り、爪^たを^{そしや}斷^なち、素^そ車^{しや}・白^{はく}馬^ばもて、身^みに^{しろちがや}白^か茅^かを^な嬰^なけて、以^{もつ}て^な犠^な牲^なと^な為^なり、桑^さ林^{りん}の野^のに^な禱^なり、六^{りく}事^じを以^{もつ}て自^{みづか}ら^な責^なめて^な日^ひく。「政^{せい}、節^{せつ}せ^なざる^なか。民^{みん}、職^{しやく}を失^なえる^なか。宮^{きう}室^{しつ}、崇^{たか}き^なか。女^{にょ}謁^{えつ}、盛^{せい}ん^ななる^なか。包^{ほう}苴^{しよ}、行^{かう}わる^なるか。讒^{ざん}夫^ふ、昌^{さか}ん^ななる^なか。」と。

言^い未^みだ^な已^おわらず^なして、大^{だい}雨^う、方^{かた}數^{すなわ}千^{せん}里^りなり。

真先に目を引くのは「吾れ為に雨を請う所の者は、人なり。若し必ず人を以てするならば、吾れ請う、自ら當らん」の言であろう。仁慈の君主の自己犠牲の精神が明確に現れている。一方、原文における湯王の自省の語には「政治に節度がないか？人民に職を持たない者がいないか？宮殿が過度に高くはないか？宮中の婦女が贅沢ではないか？賄賂が横行していないか？讒言を行う輩が蔓延ってはいないか？」と、歴史において普遍的に見られる国家衰亡の具体例が示され、湯王がこれらを戒めていたことが分かるものとなっているが、仏訳ではこれが省略されており、その分、慈愛の君主、湯王 自身の事蹟が際立つかたちとなっている。

他方、張居正の解説は、中国在来の「天人合一」「天人相関」あるいは「天人感應」説が前面に現れている。

[解]

商史の上に記す。成湯の時、歳久しく雨ふらず、天下大いに^{ひでり}早^はす。^{れいだい}靈^い台^{たい}官^{せん}の^{きんこう}太^{たい}史^し、占^{せん}侯^{こう}して^い説^いく。「這^この^{かんさい}旱^{かん}災^{さい}は、^{すべか}須^すらく^な是^なれ^な箇^なの^な人^{ひと}を^な殺^{ころ}して^な祈^な禱^{たう}すれば、^{すなわ}乃^なち^な雨^うを^な得^えん。」と。成湯説く。「我^{われ}が^な雨^うを^な求^{もと}むる^な所^{しよ}以^{もつ}て^なの^な者^{もの}は、^{きま}正^{せい}に^な是^なれ^な生^{せい}人^{じん}を^な救^{きう}濟^{さい}する^なを^な要^{よう}むる^なに、又^{また}た^な豈^あに^な人^{ひと}を^な殺^{ころ}して^な以^{もつ}て^な禱^{たう}りを^な為^なす^なに^な忍^{しの}び^なん^なや。若^もし^な必^{かな}ず^な人^{ひと}を^な用^{もち}て^な禱^{たう}らば、^{むし}寧^なろ^な我^{われ}れ^な自^{みづか}ら^なこれに^{あた}當^ある^な可^べし。」と。遂^{つい}に^な身^み心^{しん}を^な齋^{さい}戒^{かい}し、爪^た髪^{かみ}を^な剪^{せん}斷^{だん}し、素^そ車^{しや}・白^{はく}馬^ばもて、^{ふくぎ}服^{ふく}御^ぎを^な減^{げん}損^{しん}し、身^み上^{じやう}に^な白^{はく}茅^{まう}の^な草^{そう}を^な披^ひ著^{しやく}て、^{すなわ}就^{しゆ}ち^な祭^{さい}祀^いの^な犠^な牲^なの^な模^も様^{やう}の^な如^{ごと}く^なして、^{すなわ}乃^なち^な出^でて^な桑^さ林^{りん}の^な野^のに^な禱^なる。六^{りく}件^{けん}の^な事^じを以^{もつ}て自^{みづか}ら^な責^なめて、^い説^い道^{だう}えらく。「^{へん}變^{へん}は^な虚^{むな}しくは^な生^{せい}ぜず、必^{かな}ず^な感^{かん}召^{しやう}有^あらん。今^{こん}天^{てん}、災^{さい}異^いを^な降^{くだ}して^な以^{もつ}て^な我^{われ}を^な徹^{てつ}戒^{かい}する^なは、或^{ある}者^{いは}是^これ、我^{われ}が^な政^{せい}令^{れい}の^な出^でず^なる、能^{あた}く^な節^{せつ}に^な中^{ちゆう}ら^なざる^なか。或^{ある}は、民^{みん}を^なして^な道^{だう}無^むく、其^{その}の^な職^{しやく}業^{ぎやく}を^な失^なわし^なむる^なか。或^{ある}は^お居^いる^な所^{しよ}の^な宮^{きう}室^{しつ}、崇^{たか}高^{かう}に^な過^かぐる^なか。或^{ある}は^{きんぐい}宮^{きう}闈^いの^な婦^ふ女^{にょ}、繁^{はん}盛^{せい}に^な過^かぐる^なか。或^{ある}は^{えいききゆう}包^{ほう}苴^{しよ}の^な賄^{わい}賂^ろ、其^{その}の^な營^{えい}求^{きゆう}を^な行^{かう}う^なを^な得^えるか。或^{ある}は^な言^{ごん}を^な造^{ぞう}して^な事^じを^な生^{せい}ずる^なの^な讒^{ざん}人^{じん}、昌^{さか}熾^しに^なして^な政^{せい}を^な害^{がい}する

か。一も此れを有すれば、則ち寧ろ災を一身に降す可きも、百姓母をして厄を受けしむ可からず。」と。湯 當時此の言を為すに、一念の至誠、上天を感動し、説くこと猶お未だ了らざるに、大雨即ち、方 數千里の廣きに降る。

蓋し人に善念有らば、天 必ずこれに従う、況んや人君の天子と為る、言、一たび動けば、上帝 降臨し、災を轉じて 祥と為すは、乃ち理の必然なり。

すなわち「天変が現れるのは偶然ではない、必ず人が天と感應して招き寄せるものである。今天が災異を降して我を戒めるのは、我が政治運営に問題があるのか、節度に中らないためか？云々。一点でもそのような誤りがあれば、むしろ災を我が身に降せ。百姓等に災厄を受けさせないでくれ」と、湯がこの言を為すや「一念の至誠が上天を感動せしめた」、そうしてこのような感應は現実にかかるものであり、「人に善念が有るならば、天は必ずこれに応ずる」のだ、と説く。ましてや人君〔教育の直接対象たる万曆帝〕は天子であり、一つの発言に対しても、上帝が降臨し、災を転じて祥と為すことは、「理の必然である」として言動に最大限注意すべきであると教戒しているのである。しかし他方、ヨーロッパ人エルマンにとってはこうした中国的「天人相関」説は採用の対象とはならなかった。ただ、少なくとも君主は国家・国民の福祉のために全身全霊を傾けるべきであるとの情報は、ありのままヨーロッパに引き渡されたことは確かである。

「狂愚覆轍」二

桀について暴君による愚行の代表とされる紂王に関する訳文である（図5）。

紂辛〔紂王〕Chéou-sin、西曆紀元前 1123 年前に没したこの皇帝は統治の初期には繁榮していた。

この訳で注目すべきは悪逆の帝王紂も、生涯の当初においては治世をもたらしっていたということである。これが暗転するきっかけとなったのはここでも、特異な性格を持った他国の女性であった。

しかし、彼が戦争状態にあった隣国の君主から彼に差し出された姫^{だつき}己^き Tan-Ki〔北京音 Dǎjǐ の誤った表音と思われる〕という女は、紂の幸運な性格を破壊し、彼の臣下に対して憎むべきものとし、帝国を失わせ

たのである。

この冷酷な女性は、ファラリスの雄牛〔シチリア島の僭主 ファラリスが作成させた死刑器具。真鍮製の雄牛の造形であり、胴体に人間を閉じ込め炙り殺す〕の模倣を想起させる一種の樹脂を塗った青銅の円柱——その下で烈火を燃やす——の拷問の発明者だと信じられている。

この円柱が加熱され始めると、罪人は強制的にそれに上らせられ全長 いっぱいを歩かされた。樹脂は燃え始めるやすぐに足に付着し、数時間苦痛と闘った末に、不運な者は焰の中へと堕ちたのだった。姐己はこの恐ろしい光景を面白がっていたと確証されている。彼女はこうした拷問で恐怖を刻み込むことによって紂辛〔紂王〕の権威は、より一層尊重されるだろうと説得したのである。

この狂気の拷問はまともな理性を持った人間にとっては耐えがたいものであろう。異常事態を倒錯的な喜びで見えられるとすれば、常識人ならこの者を蔑視し憎むであらう。それが統治者であればなおさらである。

人々は〔こうした暴政に対して〕立ち上がった、紂辛〔紂王〕は王位を逐われ、商〔殷〕王朝最後の皇帝となった。

そうした為政者に対しては人民が決起するのは必然であり、彼は必然的に王座から放逐されるであらうというのである。

姐己害政〔姐己政を害す〕

原文は個人名や地名、建造物の名称等、固有名詞が多い。また「酒池肉林」や破廉恥行為の詳細が記されている。

〔原文〕

商史〔『史記』『殷本記』〕に紀す。紂 有蘇を伐ちて、姐己を獲。姐己 寵有り、其の言に是れ従い、奇技淫巧を作りて以てこれを悦ばしむ。師延をして朝歌北鄙の音、北里の舞、靡靡の樂を作らしむ。鹿台を造り、瓊室玉門を為す。賦斂を厚くして、以て鹿台の財を實たし、鉅橋の粟を盈す。酒を以て池と為し、肉を懸けて林と為し、男女をして裸にして相い逐わしむ。宮中の九市、長夜の飲を為す。百姓、怨望し、諸侯、叛く者有り、姐己 以て罰輕ければ、威 立たずと為す。紂 乃ち銅柱を為

り、膏を以てこれに塗り、炭火の上に加え、罪有る者をして焉に行かしむ。輒ち炭中に墮として、以て姐己の笑いを取る。名づけて炮烙の刑と曰う。

凄惨な内容の詳細は以下の張注によって、より明らかになる。

〔解〕

商史上に記す、紂 無道にして、強に恃み兵を用い、有蘇氏の國を征伐す。有蘇氏 其の威力を畏れ、箇の美女を進獻す。叫びて姐己と作す。紂姐己を得りて、甚だ是れ、他れを寵愛す。但だ是れ、他れ説く的是は就ち聴き、奇巧の服飾、器物を造作して、以て其の心を悦ばしむ。樂官 師延をして朝歌、北鄙の音、北里の舞、靡靡の樂を作らしめしに、大率 都な是れ淫聲なり。又た土木の工を窮極めて、鹿台一座を造る。瓊瑤を以て室と為し、玉石を以て門と為す。厚く百姓の財物を斂めて、以て私積と為す。那の鹿台の内は、錢財 充實し、鉅橋の倉は、粟米 盈満す。又た箇の大池を鑿ちて酒を盛り、鳥獸の肉を懸けて林と為し、男女をして裸體にして、其の間に馳逐せしむ。宮中に又た九處の店市を開設し、外人と交易買賣す。君臣 酣飲し、夜從り旦に達す。民の膏血を竭し、欲を極奢りを窮む。所以に、一時的百姓每は、都な嗟きを興し怨みを含み、困苦の聊無し。諸侯、背叛する者有り、姐己 説く。諸侯の叛くは、都な罰 輕く誅 薄く、主威 立たざるに因りて致す所なりと。紂 其の言を聴き、人をして銅を鑄て柱と為し、柱上に脂油を抹上し、下面に炭火を燒起し、銅柱を將って炭火の上に加えしむ。罪有る的人をして、柱上に在りて行走せしむ。那の銅柱、既に熱く、又た滑れば、人、如何んぞ行き得ん、就ち都て炭火の裡に墮在して燒死す。姐己 看見して、以て笑樂と為す。這箇を叫びて炮烙の刑と作す。

嘗てこれを史に考うるに、商の紂は聞見 甚だ敏にして、才力 人に過ぐ、と説く。其れをして此の才智有りて、能く賢臣に親近し、忠言を容納せしむれば、則ち其の惡、豈に此ここに至らんや。乃ち鄂侯を醢にし、比干を剖きて、而も唯だ婦の言をのみ是れ用う。亡びざらんと欲すとも得んや。萬世の下、大惡を言う者は、必ず桀紂と曰う。女の禍いの烈しき、一に此ここに至る。天下を有する

者は、戒めざる可けんや。

張注にしたがえば敵国から美女を献上される以前の紂王は知力が優れていたという。「商の紂は聞見甚だ敏にして、才力人に過ぐ」。この点は仏訳にも反映している。ところが、紂王が妲己のわがままに順い、贅沢で官能を悦ばせるのを許し、ひいては反対者に対しては人道に悖るような殺害や拷問をも加えたというのである。残念なことにこうした状況は2024年の現代においても変りない。

そしてこうしたことの報いとしては「亡びざらんと欲すとも得んや」としている。とりわけ外国女性に関する注意を喚起している。こうした忠告が仏訳に反映しているのは確かである。

重ねて、この情報がフランスにもたらされ、市民たちから好評を博したのはフランス革命一年前の1788年であったことを再度銘記しておきたい。

むすび

以上において君主の言行の是非に照応して国家の存亡が結果することを示した『帝鑑図説』が、どのようなかたちでヨーロッパに受容されたかについて、その実情を検証した。そしてそれは直接統治に関与し、文教行政を指導した張居正が、数千年にわたる中国史の経験を、宋明理学的な首尾一貫した思考枠組によって整序したものであった。これをヨーロッパに送達したのは、儒教を自然哲学に根拠をもつ道德律として好意的にとらえたイエズス会宣教師であった。仏訳はできる限り中国的特殊性を薄め、どの国家にとっても普遍性をもつと扱えられるものであった。しかし他方で、それは受け入れ側の社会情勢・国家体制にとってはとてつもない危険を惹起しうる情報をも含むものであった。実際アンシャン・レジームの末期、外政におけるフランスの軍事的拡大、国内における奢侈・贅沢等による財政破綻、さらに階級間の闘争が起これ、他方、百科全書派等の人間理性による平等社会の実現を目的とする啓蒙主義運動が盛行し、まさしく状況変革の内圧は臨界点に達していた。加熱されたガソリンに一点の火花が点ぜられたらどうなるか？一年直後の歴史的展開から見て中国の『帝鑑図説』が、まさに着火・爆発に一役買ったと言えないだろうか？フランス革命勃発の前夜に公刊された本書が。

もとより可能性を論じて証明にはならない。事実を確

認するには中国側の文献とその注釈、またラテン語・イベリア語・フランス語訳との対照研究や、エルマン等ヨーロッパの受容側の人間関係に関しての詳細な研究が待たれる。例えば出版を後押しした靈魂否定・無神論者ネジョン(Jacques-André Naigeon, 1738-1810)や百科全書派・啓蒙主義者等々の人脈、さらには自身、ルイ王家の中樞にいた政治家ベルタンが本書出版に何を感じていたのか等々。

本稿は中国文献が革命に点火作用の契機となった可能性があり得ることについての一考察である。

註

- (1) 井川義次『宋学の西遷—近代啓蒙への道』(人文書院、2009年第一版、2010年改訂版、2017年第三版)。
- (2) 森上修「〈館蔵資料紹介〉秀頼版『帝鑑図説』(慶長十一年刊古活字本六冊)」(『香散見草：近畿大学中央図書館報』1、1985年) 4-5頁、五十嵐金三郎「『帝鑑図説』異植字版小考」(『参考書誌研究』32、1986年) 1-35頁、小林宏光「宮楽図屏風にみる帝鑑図説の転成—近世初頭絵画変容の一例」(『国華』1131、1990年) 11-31頁、森上修「古活字本あれこれ—近年の書誌学的調査による成果 近畿大学中央図書館所蔵の寛永四年刊『帝鑑図説』(和本)」について(平成九年度私立大学図書館協会西部地区部会研究会講演・研究発表記録『私立大学図書館協会会報』110、1998年) 131-137頁、橋本慎司、青木克美「資料紹介 安政五年版『帝鑑図説』」(『栃木県立博物館研究紀要 人文』17、2000年) 1-69頁、櫻井俊郎「万暦初政の経筵日講と『歴代帝鑑図説』」(『大阪府立大学紀要 人文・社会科学』49、2001年) 1-15頁、伊豆田幸司「〈本館所蔵貴重書紹介〉秀頼版『帝鑑図説』(慶長十一年(1606)年)」(『香散見草—中央図書館報』32、2004年) 18-19頁、入口敦志「模倣と変容—『帝鑑図説』受容発端」(『江戸文学』38、特集中国小説と江戸文芸、2008年) 22-42頁、小助川元太「訳」(『翻刻 奈良県立図書情報館蔵『帝鑑図説』(寛永四年刊本) 巻1〜巻4』(『呉工業高等専門学校研究報告』70、2008年) 90-64頁、小助川元太「『後素集』の『帝鑑図説』利用—狩野一溪の画題理解に関する一考察」(『国語国文』78(6) 2009年) 1-18頁、入口敦志「『帝鑑図説』の読まれかた—『帝鑑評』を中心に」(『成城文芸』209、2009年) 60-81頁、小助川元太「翻刻 奈良県立図書情報館蔵『帝鑑図説』(寛永四年刊本) 巻5〜巻6」(『愛媛大学教育学部紀要』59、2012年) 330-348頁、太田昌子、大西廣「出版と儀礼—『帝鑑図説』をめぐる」(『文学』13(6)、2012年) 156-186頁、小助川元太「(翻刻) 奈良県立図書情報館蔵『帝鑑図説』(寛永四年刊本) 巻7〜巻8」(『愛媛大学教育学部紀要』60、2013年) 332-344頁、小助川元太「翻刻 奈良県立図書情報

館蔵『帝鑑図説』（寛永四年刊本）巻9～巻10」（『愛媛大学教育学部紀要』61、2014年）235-249頁、入口敦志『武家権力と文学―柳営連歌、『帝鑑図説』』（ベリかん社、2013年）、小助川元太「翻刻 奈良県立図書情報館蔵『帝鑑図説』（寛永四年刊本）巻11～巻12」（『愛媛大学教育学部紀要』62、2015年）255-265頁、瀧本弘之「中国古版画散策（第39回）『帝鑑図説』の光と影―北京・宮廷本と新安・徽派刻本」（『東方』446、2018年）16-19頁。

- (3) アミオに関しては新居洋子『イエズス会士と普遍の帝国』（名古屋大学出版会、2017年）参照。
- (4) 和訳としては神戸仁彦による『孔子の一生』（明徳出版社、2011年）がある。
- (5) Isidore-Stanislas HELMAN, *Faits mémorables des empereurs de la Chine, tirés des annales chinoises*, Paris, l'auteur et M. Ponce, 1788, p. 7. なお中国の教育・教訓に関するエルマン作品については次の著作が参考になる。Marcia Reed and Paola Demattè, *China on Paper: European and Chinese Works from the Late Sixteenth to Early Nineteenth Century*, Getty Publications, Los Angeles, California, 2011.
- (6) Marcia Reed and Paola Demattè, *China on Paper: European and Chinese Works from the Late Sixteenth to Early Nineteenth Century*, Getty Publications, Los Angeles, California, 2011 p. 178.

（いがわ よしつぐ）